

SCS 暫定基準書 (Generic Interim Standards)

日本での人工林管理に関するFSC 森林認証

原則 1：法律とFSCの原則の遵守

森林管理は、その国のすべての森林に関連する法およびその国が加盟する全ての国際条約と国際的取

り決めに遵守するとともに、FSCの原則と規準に沿うものであること。

1.1:

森林管理は、全ての国内法、地域の法令および行政の要求事項に従わなければならない。

注:

この基準に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留される。

パフォーマンス指標

a)

関連する法文や規定の本文が最新のものに更新されており、森林管理者はいつでも閲覧できる。また、

基本的な規定の概要は、森林の現場事務所に保管されている。

b)

森林管理者は、自身の管理する森林に関係する規定について、熟知していることを業務を通して実証す

る。

c)

規定への違反の頻度や状況は、広範に及ばず、また組織的なものでないこと。違反があった場合、森林

管理者は直ちに是正し、復旧する。

注:

この指標に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留される。

d) 森林管理者と、取締機関の従業員とは生産的で協力的な関係にある。

1.2:

関連する法的に規定された料金、ロイヤリティー、税そして他の諸費用は、全て支払わなければならない。

ならない。

パフォーマンス指標

a)

森林管理者は、業務に関連する料金、ロイヤリティー、税やその他の諸費用について熟知していること

を、業務を通して実証する。

b) 長期にわたる未払いなどはなく、期日通りの支払が定期的に行われている。

c) すべての支払の最新の記録が保管され、SCSの審査員の必要性に応じて、提示される。

1.3: CITES, ILO

条約、ITTA、生物多様性条約等国際的取り決めの加盟国は、それらに規定されているすべての事項に従わなければならない。

パフォーマンス指標

a) 森林管理者は、その森林の所在する国の批准している国際的取り決めに認知している。

b)

森林管理者は、国際的取り決めや条約に細心の注意を払い、要求事項を遵守するよう、森林施業の規

模に見合った努力を払っていることを実証する。

1.4:

法令と「FSCの原則と規準」とが整合しない場合は、認証制度の目的に沿い、各場合に
に応じ、認

証機関及び関連組織により評価されなければならない。

パフォーマンス指標

a) 森林管理者は、法令とFSCの原則と規準との間に矛盾が予見される際は、直ちにSCS
審査員に連絡
する。

b) 森林管理者は、SCSあるいはFSC
からの要請に応じて、適切な手段を以って矛盾を解決することを厭
わない。

1.5:

森林管理地域は、違法伐採、移住（/定住）、その他無許可の行為から保護されなければなら
ない。

パフォーマンス指標

a)

指定の森林区域が、違法伐採、移住（ / 定住）、その他無許可の行為から保護されることを森林管理計

画のなかで明示している。

b)

森林管理者は、十分な資源（労働力、経費）を投入して、無許可の行為を早期に発見し、是正できるよう、

指定森林区域の調査を行っている。

1.6:

森林管理者は、「FSCの原則と規準」を長期にわたり厳守することを立証しなければならない。

注:

この基準に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留さ

れる。

パフォーマンス指標

a) 管理計画とその公開文書もしくはその他の関連公開文書に、FSCの原則と規準への厳守を明確に謳う

文言がある。

b) FSC

の原則と規準の写しが、全ての管理者及び現場の従業員に配布される。また、森林管理者は、

FSCの原則と規準全般に亘り、精通していることを実証する。

c) 森林管理と運営への投資規模は、森林管理への長期的係りと整合している。

d)

認証審査の対象に指定されている森林区域が、保有森林面積すべてを含まない場合は、認証審査の

対象となっていない部分についても、FSCの原則と規準に適合していると、SCS

審査員に認められる。

e)

保有森林面積の一部のみを認証している大型森林の保有者や管理者は、市場の状況と面積の一部の

認証で得た経験により、時間を追って、保有林全域に認証審査を拡張する希望のあることを表明してい

る。

原則 2：保有権、使用权および責務

土地や森林資源に対する長期にわたる保有や使用の権利は、明確に規定されるとともに文書化され、また法的に確立されること。

2.1:

対象となる土地を長期にわたり森林として使用する権利（土地の所有権、慣習上の権利、賃貸契約など）が明確に立証されていなければならない。

注:

この基準に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留される。

パフォーマンス指標

a)

認証される森林として指定された領域について、法的な使用权を表現した誠意の文書が存在する。法的

な使用权とは、経済的な所有、長期や更新可能な賃貸権、長期や更新可能な独占管理の合意や、SCS

との契約関係にある団体との長期や更新可能な管理権の付与などを含む。（認証費用を他の第三者機

関が支払う場合は、認証を取得しようとしている団体も含まれる。）

b)

森林管理者は、例えば先住民などと争われている土地所有権について、法的に認められた手法を用いる。

2.2:

法的、慣習的保有権あるいは使用权を有する地域社会は、地域社会の権利あるいは資源を保

全するために、森林施業を継続して管理しなければならない。但し、地域社会が、自由意志により、

情報に基づいた同意を行なった上で、管理を他の機関に委託した場合は除く。

パフォーマンス指標

a)

地域社会やその他法的、あるいは慣習的保有権を有する指定森林区域内の利害関係者を認知し、そ

の権利の性格について文書で説明している。

b)

森林管理者は、法的、あるいは慣習的保有権や使用権を有するものと前向きで協力的な関係にある。

c)

認知された法的または慣習的保有権、使用権の地域社会によるその他の団体への分配は、自由意志

による情報に基づいた同意のもと、決議され、その結果は文書管化されている。

2.3:

保有権に関しての主張や使用権に関する論争を解決するため、適切な手段が整備されていなければなら

ない。認証審査の際には、あらゆる未解決論争についての詳細や状況が全て考慮に入

れられる。重大な利害関係を含む重要な論争が未解決の場合、通常、管理に関する認証は不適

確とされる。

パフォーマンス指標

a) 保有権や使用権について過去の論争内容は記録し、SCS

の審査員が、その論争について十分に理解

できるだけの情報を準備している。

b)

森林管理者は、過去の土地保有や使用権についていかに処置されたかを文書記録を用いて明示でき

る。

c)

未解決の土地保有権や使用権の論争の規模は、森林管理業務全体の規模からすると、比較的小さい

ものである。

原則 3：先住民の権利

先住民が、所有・利用または管理する、土地やテリトリーや資源の法的及び慣習的権利が認められ、尊重

されること。

3.1:

先住民の土地やテリトリーについては、先住民が森林管理の統御を行えるものとする。
ただし、先
住民が、自由意志により、情報に基づいた同意をしたうえで、管理を他の機関に委託し
ている場
合は除く。

注:

この基準に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保
留さ
れる。

パフォーマンス指標

a)

森林管理者は、先住民に関連した事項（土地への権利など）が指定された森林区域に存在す
るかを、積
極的に追究している。

b)

指定された森林区域に、先住民に所有、あるいは管理されている土地やテリトリーが含まれ
る場合は、
その地の管理は1)先住民の管理下にあるか、あるいは、2)該当する団体に、自由意志に
より、情報に
基づいた同意を経て、管理がゆだねられている。

3.2:

森林管理は、直接的あるいは間接的を問わず、先住民の資源もしくは保有権を侵しては
ならない
とともに縮小してならない。

パフォーマンス指標

a)

森林管理者は、方針や活動を通して、先住民の資源や保有権について特に理解を示している
。

b)

先住民の資源や保有権に関連する森林地域の管理計画策定、研究、モニタリングに参加する
機会を、
先住民に提供している。

c)

森林管理者は、効果的な手法を以って、何らかの悪影響を受けた可能性のある先住民の懸念や視点を

追求する。追求の結果については、それら受け入れた懸念に関する対処方法も含めて、文書化されて

いる。

3.3:

先住民にとり、文化的、生態的、経済的あるいは宗教的に重要な意味を持つ特別な土地に関し

ては、先住民との間で明確に確認されなければならない。また、森林管理者はこれを承認すると

ともに、保護しなければならない。

パフォーマンス指標

a)

文化的、生態的、経済的あるいは宗教的に重要な意味を持つ特別な土地に対して、特に大きな影響を

及ぼすだろう管理活動は、警戒の原則に基づいて行われている。

b)

森林管理者は、文化的、生態的、経済的あるいは宗教的に重要な意味を持つ特別な土地を認知し、適

正に保護するための手法が文書化されている。管理計画には、該当するような土地を特定するための

手法について、明確な方針が記述されている。

c)

現場作業員は、先住民にとって特別な土地となる場所を保護するためのトレーニングを受けている。

d)

特に重要な意味を持つ土地を記載している機密文書に該当する地図は、森林管理者や現場作業員に

よって更新されている。

e)

先住民は、必要に応じて、指定森林区域内の文化的、生態的、経済的あるいは宗教的に重要な意味を

持つ特別な土地を特定する機会を提供されている。

3.4:

先住民が保有している森林に生息する種の利用方法や森林の管理方法に関する伝統的な知識

が、使用された場合には、それらについての代償を支払う必要がある。この代償については、森

林管理を開始する以前に、先住民の、自由意志による、情報に基づいた正式な同意を得なければ

ならない。

パフォーマンス指標

a)

森林管理者は、指定された森林区域の管理活動が、伝統的な知識を使用していることを認知し、文書化

するための努力を払っている。

b)

直接の伝統的な知識を使用した結果として、商業的な実利が生じた場合は、適切な手段で、森林管理

者は、伝統知識に関係する先住民に対して、代償の支払を行う努力を払う。

原則 4：地域社会との関係と労働者の権利

森林管理は、林業に従事する者と地域社会とが、長期にわたり社会的経済的に十分な便益を得られる状

態を継続あるいは向上するものであること。

4.1:

森林管理区域内の地域社会、もしくは隣接する地域社会に、雇用、訓練そして他のサービスを受

ける機会が与えられなければならない。

パフォーマンス指標

a)

管理計画やその他の方針に関する文書には、可能な範囲内で、地域社会内からの雇用を行うことを約

束している。

b)

地域社会の有能な者は、雇用や契約について優遇して機会が与えられている。森林管理業務は地域社

会の労働力が積極的に投与されている。

c)

森林管理者は、地域社会の労働者の資格や能力を伸ばすためのトレーニングプログラムを開発したり、

その他の手法で間接的に貢献している。

d)

雇用の確保や契約、あるいはトレーニングの機会を目的とした地域社会の代表者との対話を促すような

活動を活発に行っている。

e)

森林管理者は、費用面で考慮の対象になる場合、地域の機器販売者やサービスの提供者に対して優

遇策を適用している。

4.2:

森林管理は、労働者やその家族の健康や安全に関する全ての関連法令を満たすものでなければ

ならない。

パフォーマンス指標

a)

森林管理者は、労働者の安全について、優先的に配慮して業務を行っている。施業の規模に応じて、安

全規則が実用化されている。

b)

就労環境の安全や健康について、施業の規模に応じて、適切な文書化されたガイドラインや方針が存

在する。

c) 全ての労働者に対して、適切な安全器具があてがわれている。

d) すべての機器を対象に、定期的に安全点検を行っている。

e)

更新された健康や安全に関する法令が森林管理者によって管理され、森林就業者に適正に配布されて

いる。

f)

更新された安全記録を森林管理者は保管している。安全記録は、産業界の規定からみても、模範的で

ある。

4.3:

労働組合を組織し、雇用主との自発的な交渉を行う労働者の権利は、ILO条約第87、98で概説

されているように、保証されなければならない。

注:

この基準に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留さ

れる。

パフォーマンス指標

a)

森林管理者は、労働組合への参加や協定を組むことを認め、活動実績や方針においても、就

労働者の権

利を尊重する。

b)

就労者やその所属する組織から挙げた問題点や苦情は、公平にかつ客観的に調査される。

c) 論争などの解決決議が文書化されている。

4.4:

管理計画や管理方法は、社会的な影響に関する評価結果に配慮がなされなければならない。森

林管理により直接影響を受ける人々やグループとの協議は継続して行なわなければならない。

パフォーマンス指標

a)

指定された森林の区域に適用される管理計画には、定期的に行われる社会影響評価の結果を

反映した内容が組み込まれている。

b) 管理活動や方針は、社会影響評価の結果を受けて、適正に更新されている。

c)

森林管理者は、近隣の者やその他、地域社会内の利害関係者とコミュニケーションをとって

いる。実用的な範囲内で、管理方針や管理活動は利害関係者の期待や関心に細心の注意を払ったものになっ

ている。

d) 森林管理者は、地域において、「良き近隣者」となる施業を行っている。

e)

森林管理者は、近隣者や地域住民などに対して、指定された森林区域内の活動について、情報の提供

を行う努力を払っている。

4.5:

法的あるいは慣習的な権利、財産、資源、地域住民の所有する家畜などに対し損害を与えた場

合における、苦情の処理及び公平な補償が行なえるよう適切な方法が整備されていなければな

らない。また、このような損害を回避する手段がとられなければならない。

パフォーマンス指標

a)

森林管理者が、誠意的に対処することが可能な場合は、できる限り合法的な手段により、指定された森

林区域内の管理活動の影響を受けるような、法的あるいは慣習的な権利を認知し、尊重することが予

定され、確立している。

b)

森林管理者は、管理活動や管理方針を通して、所有物や資源、地域社会の住民の生活に対して不利な

影響を与えることは避けるよう、努める。

c)

苦情の処置、また森林施業が地域社会の所有物、資源、生活へ損害をもたらすことがあった場合は、公

平な補償を行うよう、適正な処置が講じられている。

原則 5：森林のもたらす便益

森林管理は、経済的な継続性と、環境や社会が享受しているさまざまな便益とを確保できるよう、森林が

ら得られる生産物や多様なサービスの効果的な利用を促進するものであること。

5.1:

森林管理は、経済的に継続できるように努力されなければならない。またその一方で、生産にか

かる全ての環境、社会そして管理費用に配慮するとともに、森林の生態学的な生産性を維持する

ために必要な投資が確実に行なわれなければならない。

パフォーマンス指標

a) 森林施業は、管理計画を長期にわたり適用するための十分な資本と人的資源を有する。

b)

環境コスト、社会コストを含める森林管理の全コストは、森林施業の経済的資源によって、賄われてい

る。

c)

指定された森林区域の生産性の維持、向上、生態系の保存、社会経済的プロフィールの維持のために、

適切な資本、機器、人的資源の投入を行っている。

d) 商業目的の活動は、中長期の市場条件下で、経済性がある。

5.2:

森林管理と流通事業は、森林がもたらす多様な生産物を最大限に活用するとともに、地域での生

産物の加工を推奨するものでなければならない。

パフォーマンス指標

a)

管理やマーケティングの方針、現場レベルの意思決定は、林産物が最適な目的のため、また適正な範

囲内で最も高価格にて販売されていることを、体系的に確認できる。

b)

森林管理者は、森林から伐採され市場に出荷される商品の種類を極力多様なものに行っている。

c)

森林施業は、価格や運送費が考慮される場合も、木材加工について、極力地域内で行うことを進める努

力を払ったことが、記録を通して実証される。

5.3:

森林管理は、伐採や現場での加工作業に伴う廃材を最小限に抑え、他の森林資源へのダメージ

を避けるものでなければならない。

パフォーマンス指標

a) 収穫施業は、廃材を最小限に抑え、立木への被害を最小限に留める。

b)

製材置場での保管や木材の分類は、廃材の発生、質の低下、その他機会損失を最小限に抑えている。

c)

収穫の際の木材着地場は、実用最小限の箇所にのみ設置され、また環境負荷を低く抑えるよう、配慮さ

れている。

d)

収穫後の、収穫区域、木材着地場、木材分類所などの審査では、廃材を最小限に抑えているかを特に

審査する。

e)

森林現場で加工を行う場合は、製材加工の痕跡は、できる限り最小限に留められている。また、加工場

所は環境を最も配慮した場所に設置され、森林生産性の損失を最小限に留めるよう場所が選

定されて

いる。

f) 廃材を最小限に留めながら、森林管理者は、バイオマスの生態価値に細心の注意を払った、現場に適

用するためのガイドラインを作成する。森林管理者は、収穫区域内の落とされた木材破片、くず、切り株

の保管についてのガイドラインを作成する。

5.4:

森林管理は、地域経済の強化と多様化に努め、一つの林産物だけに依存することを避けなけれ

ばならない。

パフォーマンス指標

a)

森林管理者は、森林から収穫され、市場に出荷される商品の種類を多様化するための努力を払って

ることを実証する。

b) 森林施業の規模に相応する範囲で、複数種の林産物が収穫、市場出荷されている。

c)

森林施業の規模に相応する範囲で、森林管理者は地域の森林製品製造業の拡大を確立するための金

銭的インセンティブを与える。活動実績から、森林管理者が地域の付加価値を上げるための努力を払っ

ていることを実証される。

d)

市場価値があり、かつ森林の生態の健全性が脅かされない場合は、非木材の林産物の流通も、森林管

理者によって、執り行われている。

e)

森林管理者は、地域経済の発展計画や戦略について認知している。森林管理者は、これら計画や戦略

を執行するための処置をとり行っている。

5.5:

森林施業は、森林のもたらす水資源や漁場などのサービス及び価値を、認識し、維持し、向上さ

せていくものでなければならない。

パフォーマンス指標

a)

管理計画には、指定されている森林区域内の全森林サービスについて包括的に記述している。これら

森林サービスには、地域河川、商業目的の漁業、レクリエーション目的の釣り、(また下流の漁業区域へ

の水の提供)、景観、地域生態系への寄与、レクリエーションや観光などが含まれる。

b)

製材管理活動には、その他の森林サービスへの影響を、時空側面共に配慮して設計、導入されてい

る。

c)

森林管理者は、収益を伴わないことの多い非木材サービスにも十分に理解を示し、配慮している。

d)

森林管理は、森林施業の影響を受ける、利害関係者や森林サービスの関係者と、恒常的にコミュニケーションを取っている。

5.6: 林産物収穫は、永久に持続的であるレベルを超えてはならない。

パフォーマンス指標

a)

森林施業の規模や商業活動の頻度に相応して、木材収穫は、一定期間の収穫可能量を測定し、明記し

ている木材管理計画によって管理されている。

b)

木材管理計画は、全収穫量、収穫の時期的特徴、計画された規定を明記し、現場においても導入され

ている。

c)

森林管理者は、収穫量について、種別に正確な記録をつけている。年間の平均収穫量は、収穫可能量

の計算値を超えることはない。

d)

森林施業の規模と商業活動の頻度に相応して、指定された森林区域の種別の木材成長概算値は、経

験値と出版物の情報を融合して算定されている。成長概算値は、控え目に見積もる。

e)

現時点で、(管理計画に)最適レベル以上での育林が行われている(1ヘクタール当たりの平均立木量

で測定)場合を除いては、望ましい種が長期的には増えていくことを念頭に収穫レベルを設定する。

注:

この指標に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留される。

f) 毎年収穫を行っている場合、10

年間の平均収穫量は、年平均の成長を、上回ることがない。

g)

毎年の収穫がない小規模施業の場合は、収穫する頻度と規模は、収穫と収穫の間に、木が元の成長を

取り戻すことができるように、設定する。

原則 6：環境への影響

森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、水資源、土壌、そして壊れやすさか
けがえのない生

態系や景観を保全し、生態学的な機能や森林の健全さを維持するものであること。

6.1:

環境へ与える影響の評価は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に
徹底し

て行なわれなければならないとともに、管理システムの中に十分に組み込まれてい
なければなら

ない。評価は、現場の加工施設により生ずる影響に配慮するとともに、景観レベルでの
影響にも

配慮なされなければならない。環境への影響は、現場での作業が行なわれる前に評価さ
れなけ

ればならない。

パフォーマンス指標

a)

指定された森林区域の標準業務手順は、現場での加工などが始まる以前に、森林施業の規模
や複雑

性に合わせたプロジェクト(サイト)の環境影響評価を行う必要がある。

b)

プロジェクト単位の評価に合わせて、森林管理者は環境影響評価を行い、指定された森林区
域内と近

辺の森林施業の結果を評価する。

c)

環境影響評価の背景的情報を提供するために、森林施業の規模や内容に応じて、指定された
森林範

囲に関する地域、区域そして、景観の環境概要を文書化する(できる限り管理計画に組み込
む)。

d)

計画された管理活動は、環境影響評価の結果を反映して加工される。また、環境評価の結果
は日々の

活動にも反映されている。

e)

環境影響評価を完成するのに必要な情報やデータを、森林管理者が体系的に収集している。

6.2:

希少種、危急種、絶滅危惧種及びその生息地(例えば、営巣地や採餌場所など)を保護
する手段

がとられなければならない。保全地域及び自然保護区は、森林管理の規模や内容、影響
を受け

る資源の特異性に応じて確立されなければならない。不適切な狩猟、釣り、仕掛け罠、採集は取

り締まらなければならない。

パフォーマンス指標

a)

森林施業が貴重かつ稀少な生物やその生息地を守ることを約束する旨の方針が設定され、文書化され

ている。

b)

絶滅の危機にある種に対する方針は、地域、州、連邦などの法律に従い、また国際条約なども遵守す

る。

c) 森林管理者の設定した絶滅の危機に瀕する種に関する方針に、施業は則っている。

d)

森林管理者は、絶滅の危機に瀕した種に対して活動する地域、州、連邦などの機関と肯定的かつ協調

的な労務関係にある。

e)

特記された種やその生息地、また特に生態系の多様性が高い地域は、実地調査やその他の手法によ

って、認知され、生存に適したレベルの数を保てるよう、保護・管理されていいる。このために払われる努

力は、その森林施業の規模や複雑さに相応すべきである。

f)

必要に応じて、現場作業員は、絶滅の危機に瀕している種やその生息地についてトレーニングを受けて

いいる。

g)

特記されている種にとって、致命的な生息地については、印付けされ、適切に管理され、また適切な大

きさの地図に表示されている。

6.3:

生態学的機能や価値は、以下に記載するものを含め、現状が維持されるとともに促進され、ある

いは復元されなければならない。

- a) 森林の更新と遷移
- b) 遺伝子、生物種、生態系の多様性
- c) 森林生態系の生産性に影響を及ぼす自然サイクル

パフォーマンス指標

a)

管理計画には、生態学的機能や、価値が記述され、情報/知識が追加される毎に、定期的に更新されて

いる。森林管理者は、指定森林範囲の生態系に関する情報/知識のギャップを埋めるために、処置を講

ずる。

b)

自然状態における全ての多様性を維持されるよう、施業の規模に相応し、森林が管理されている。

c)

管理計画には、景観、生態系の原則に基づく計画を包括している。計画には、空間生物的多様性につ

いて、遺伝的な多様性から、景観（生態系）多様性に至る範囲を含めた目標を立てている。

d)

収穫規定は、天然林の割合を拡大あるいは、維持する。管理は、全ての自然派生種を保護する目的を

有する。

e)

収穫は、自然災害の種類、大きさ、頻度や野生の生息地との関連を十分に配慮して、時期や場所の設

計がされている。

f)

最終収穫の後の再生は、タイミングもよく、成功している。植林・自然林とも望ましい種が豊富にあり、健

康で商業価値の高い木材への成長している。

g)

管理者は、自然の再生を協調的に捉え、逆行しようとしていない。植林地においても、自然の再生は種

や体系的な多様性を拡張している。

h)

森林管理者は、行動、方針、規定などから、生態系の機能について、森林に関する適切な情報を有する

ことが実証される。

i) 特別な生息地（湿地、水辺、不安定な傾斜地、岩の露出地など）は保全されている。

j)

森林を乱すような活動（収穫、道路の建設、サイトの準備、植林など）は、土壌の劣化、土壌の構成、有機層や養分を最小限に留めている。

6.4:

景観を含む、現存する代表的な生態系は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性

に応じ、自然のままの状態が保全されるとともに、地図上に示されなければならない。

パフォーマンス指標

a)

森林施業の規模に応じて、指定された森林区域内に、保全区域がネットワーク化されている。ネットワ

ーク構築について、森林管理者は、生態系、経済性をバランス良く配慮している。

b)

森林管理者は、地域生態系内に存在する代表的な生態系が保全されている範囲を示唆する情報を集

めること。区域差がある場合は、森林管理者は、差を埋めるための活動を施業の規模に応じて行う。

c)

指定された森林区域において、生態的重要性を持つ箇所（希少性ゆえなど）は、適正に保護されている。

d)

指定された森林区域内の保護区は、地図に印付けされ、管理計画でも、取上げられている。

文書化され

た管理や、保護方針なども含める。

6.5:

下記の事項を守るためのガイドラインは文書化され、実行されなければならない。

・ 浸蝕の抑制

・ 伐採時の森林損傷、道路建設、そして他の全ての機械による被害を最小限のものとする

・ 水資源の保全

パフォーマンス指標

a)

管理計画やその他の方針に係る書類には、土壌浸食など、森林を乱す行為の結果の被害を最小限に

留めるためのガイドラインが組み込まれている。

b)

管理計画やその他の方針に係る書類には、森林植物への被害など、森林を乱す行為の結果の被害を

最小限に留めるためのガイドラインが組み込まれている。

c)

管理計画やその他の方針に係る書類には、指定される森林区域の水資源（溪流、水辺、湿地、水の浸

出する箇所、湧き水など）を効果的に守るためのガイドラインが組み込まれている。保護の手法は、該当

する規定要求及び（あるいは）管理実践を上回るものである。

d)

森林管理者や森林就労者からは、本ガイドラインに関する認識が実証され、また、日々の業務に体系的

にガイドラインが適用されている。

e) 全ての水環境、水辺、水中の要素について認知され、分類され、地図に示されている。

f)

道路工事、道路維持管理及び閉鎖の基準は、現場において守られている。道路の表面の水は十分に

排水され、地下水炉は、ピーク時の水流にも絶えうる規模である。水管（water

bars）は適切に設置され、

効果的に機能する。

6.6:

管理システムは、環境に配慮した非化学的な病虫害への対処方法を開発し取り入れていくとともに

に、化学的農薬の使用を避けるよう努めなければならない。世界保健機構で規定されているタイ

プ1A、1B及び塩素系炭化水素農薬(chlorinated hydrocarbon pesticides)は、残留性が高く

有毒であるとともに、その誘導物質(derivatives)は生物的に活性化し続け使用目的をはるかに

超えて食物連鎖の過程で蓄積するので、国際条約により禁止されている農薬同様、使用が禁止

されなければならない。化学物質を使用する際は、健康と環境に及ぼすリスクを最小限に留める

ため、適切な設備と訓練とが整備されていなければならない。

注:

この基準に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留さ

れる。

パフォーマンス指標

a)

全ての化学殺虫剤の使用は、施業の規模と内容に応じて、病害虫管理計画の範囲内で行われる。

b) 指定された森林の区域内で使用されている全ての化学殺虫剤の一覧表が作成され、SCSの審査員に

提供されている。基準6.6で規定されている化学薬品の使用は禁止されている。

注:

この指標に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留される。

c)

全ての殺虫剤の使用は、人身や環境への害を回避し、最大限の効果を引き出すために文書化された処

方箋によって、対象区域を特定されている。

d)

現場で殺虫剤を取り扱う者は、該当する適正な免許を所有し、トレーニングを受けている。

また、適正な

器具や衣装を、支給されている。

e)

森林施業の規模や内容に応じて、殺虫剤の適用を行うに際して、林業専門家の監督がある。

f) 殺虫剤の適用を極力最小限に留めるためにも、施業の規定を選択、設計する。

g)

森林管理者は、殺虫剤への依存をできる限り減らし、いずれは、完全に使わなくするための手立てをと

る。

6.7:

化学薬品、容器、燃料や油を含む液体、固体の非有機廃棄物は、環境に配慮した適切な方法で

管理地域以外の場所に処理されなければならない。

パフォーマンス指標

a)

有害な薬品とその容器は、環境に配慮され、法的にも問題ないように、森林区域外にて廃棄されている。

る。

b)

殺虫剤、オイル、燃料を漏らすような事故があった場合に、それに適正に対処し、また予防するための

偶発的事故対処計画や手立てがある。

c) 廃棄物を収集するための現場での設備がある。

6.8:

生物的防除を行う場合は、その方法が文書化されるとともに、その行動は最小限に留められ、監

視されなければならないとともに、国内法及びや国際的に認められた科学的取り決めに従い厳し

く管理されなければならない。なお、遺伝子工学的に変化させた生命体の使用は禁止されな

なければならない。

パフォーマンス指標

a)

遺伝子組替え（商業目的・研究目的など）は、指定された森林区域内では使用されない。

注:

この指標に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留される。

b) 全ての生物学的なコントロール薬品は、病害虫管理プログラム内でのみ使用される。

c)

全ての生物学的なコントロール薬品は、明らかに必要で、該当する法律や規制に遵守するかたちを取っ

た場合のみに使用される。

6.9:

外来種の利用は、生態系への悪影響を避けるため、慎重に管理され、頻繁に監視されなければならない。

パフォーマンス指標

a)

外来の種（木種やその他の植物・動物も含め）は、必ず指定された森林範囲内に持ち込まれる前に、潜在的な環境危機を調査する。

b)

外来種が使用される際には、文書化されたガイドラインによって、指定森林区域外での再生は制御されている。活発な継続的モニタリングがは至である。

c) 侵略的な外来種は使用してはならない。

6.10:

森林を植林や他の土地利用へ転換させてはならない。但し、下記の場合を除く：

a) 森林管理区域のごく限られた範囲で行われる場合

b) 保護価値の高い森林区域が除かれている場合

c)

森林管理区域において、長期的な保護による恩恵が、明らかにより一層十分かつ確実にもたらされる場合

注:

この基準に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留される。

パフォーマンス指標

a)

人工林（FSC規定）への転換は、5%未満（1994年以降）である。FSCの規定するところによると、植林

は、必ずしも人工林には該当しない。

b)

森林管理者は、指定された森林範囲の人工林への転換部分に関する保護的観点での有益性を実証す

ることができる。

c) 高価値区域については、人工林への転換はなされていない。

原則 7：管理計画

森林における事業の規模と内容に応じた適切な管理計画は、文書化され、それに沿って事業が実施され、

常に更新されること。また、長期的な見地に立った管理目標、目標達成のための手段が明確に提示される

こと。

7.1：管理計画及びその支持文書(supporting documents)では、以下のことについて触れなければならない。

a) 管理目的

b)

管理対象となる森林資源、環境に関する制限、土地利用と所有状況、社会経済的状況、隣接地

の概略についての記載

c)

当該森林の生態及び自然資源調査により収集された情報に基づく、育林あるいは他の管理シス

テムについての記載

d) 年間伐採量及び樹種選択の理論的根拠

e) 森林の成長及び動態に関するモニタリングを行なうにあたっての規定

f) 環境評価に基づく環境保護方法

g) 希少種、危急種及び絶滅危惧種の同定と保護に関する計画

h)

保護地域、管理計画、土地所有形態を含む森林資源に関する基本情報が記載された地図

i) 導入される伐採技術と設備についての記載とその事由

パフォーマンス指標

a)

指定された森林区域について、文書化された管理計画において、上記に記載された事項について取上

げ、計画を立てている。

注：

この指標に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留される。

b) 管理計画には、長期目標及び短期の戦略的な目標が含まれている。

c)

森林管理者と森林就労者は、行動や方針から、管理計画を導入する上での関りと実力が実証される。

また、完全な導入をするための財政レベルは十分である。

d)

管理計画のフォーマット、詳細情報、長さ、及び機能は、業務上、範囲や内容ともに十分である。

e) 管理計画は、施業の規模や内容に応じた頻度で、定期的に校正され、更新されている。

f) 機能的でかつ効果的な管理計画をつくるため、十分な資源が投入されている。

7.2:

管理計画は、環境、社会、経済状況の変化に対応するとともに、モニタリング結果、あるいは最新

の科学的知見・技術情報に配慮し、定期的に改訂されなければならない。

パフォーマンス指標

a) 管理計画は、施業の規模や内容に応じた頻度で、定期的に校正され、更新されている。

b)

原則8に、より詳細に説明されているように、森林管理者は、森林の状態のモニタリングと計画の導入を、

体系的に設計し、導入している。また、その結果については、定期的な計画見直し時に、検討されてい

る。

c)

森林管理者は、指定された森林範囲の管理に該当する新しい科学や工学の情報について、熟知割いて

いる。

d)

新しい条件や状況に関する情報について行くために、定期的なモニタリングに十分な資源が投入されて

いる。

e)

管理計画は、常に適性に更新されている。計画は、指定された森林区域の管理についてのガイダンス

の役割も担っている。

7.3:

林業従事者は、管理計画を確実に実行するにあたり、適切な訓練と指導を受けなければならぬ。

い。

パフォーマンス指標

a)

施業の規模に合わせて、森林就労者が、管理計画を導入するための文書化された規定がある。

b)

新しい森林労働者への業務の教育には、管理計画に関するトレーニングや、担当する業務のトレーニング

などがある。

c) 各森林就労者の管理計画に関するトレーニングの時期について、記録が残されている。

d) 管理計画について、遵守と導入の記録が残されている。

e) 管理計画について、従業員も契約労働者も、適正なレベルのトレーニングを受けている。

7.4:

情報の秘密性を尊重する一方、森林管理者は、規準7.1で挙げたような事項を含む管理計画に

ついての基本的事項の概要を公開しなければならない。

注:

この基準に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留さ

れる。

パフォーマンス指標

a) 関心を有する利害関係者は、管理計画概要の公開文書を手に入れることができる。

b) 公開されている管理計画概要は、施業の規模に適合している。

c) 公開されている管理計画概要は、7.1

にある項目を含めて、計画の基本要素を含めている。

d) 公開されている管理計画概要は、施業の規模に応じて、定期的に更新されている。

原則 8：モニタリングと評価

森林管理の規模と内容に応じた適切なモニタリングが、森林の状態、林産物の生産量、生産・加工・流通

各段階、管理作業およびそれらが社会や環境に与える影響を評価するために行なわれること。

8.1:

モニタリングの頻度とその内容は、影響を受ける環境の相対的な複雑性や脆弱性ととも
に、森林

施業の規模と内容に配慮して決定されるものとする。モニタリング方法は、結果が比較
でき、変化

が評価できるように、首尾一貫しているとともに反復できるものでなければならない。

パフォーマンス指標

a) 森林施業の規模と頻度に応じて、森林の状態、管理活動、計画の遵守、CoC
の手順の定期的なモニタ

リングの取り決めについて記載した文書がある。

b) 森林管理者はモニタリングの取り決めに応じた、継続的な記録データがある。

c) モニタリングの結果を管理活動、目標設定、管理計画そしてCoC
手順の修正・変更を活用している。

8.2:

森林管理は、少なくとも以下に示すような、モニタリングに必要な調査とデータ収集を
含むものと

する。

a) 収穫された全ての林産物の生産量

b) 森林の成長、更新及び森林の状態

c) 動植物の構成状態と観測された変化

d) 収穫及び他の作業により生じる環境と社会への影響

e) 森林管理にかかる費用、森林管理の生産性その効率性

パフォーマンス指標

a)

森林施業の規模と頻度に応じて、森林管理者は上記に記された事項について定期的に情報を
収集す

る。

b) 収集された情報は、適切に活用されている。

c) 施業の規模に応じて、毎年あるいは、収穫期毎の収穫の記録を行っている。

d)

森林管理者は、森林施業の生産、環境、社会経済的側面に関する重要な指標の情報を収集、
利用する

ことに合意する。

8.3:

モニタリング、および認証を行なう機関が各々の林産物をその起源から追跡すること
- ”Chain-of-

Custody”として知られている - が可能となるような文書が森林管理者により作成されなければならない。

パフォーマンス指標

a) 森林認証審査において、土地所有者 / 管理者が製品へのFSC

ロゴマークの使用を希望する場合、関

係者は FSC のCoC 要求事項を認識している。

b)

木材が、その伐採時から、森林区域を離れるまでの間についても、認証を受けた森林から生産された木

材にのみロゴマークが付けられることを保証するため、製品の取扱い、管理方法 (CoC 手順など) が記さ

れた文書がある。

c)

指定された森林区域内で、森林と合わせて、製材所などの加工施設が認証審査の対象となる場合は、

施設管理者は、SCS 審査員が確認できるようなCoC

手順の概要書が作成されている。注 ; CoC 認証の

評価基準については、別途ある。(SCS 及びFSC において入手可能)

8.4: モニタリング結果は、管理計画の実行及び改訂に反映されなければならない。

パフォーマンス指標

a)

森林管理者及び計画者は、体系化されたモニタリングの際に入手した情報を、管理計画の修正・変更

や通常の施業作業に取り入れ、そのコミットメントを果たしている。

b)

継続的な改訂による管理計画の改善・発展は、モニタリング結果が適切に反映されていることを示す。

c) モニタリングの記録が、SCS 審査員に提示されている。

8.5: 情報の秘密性を尊重する一方、森林管理者は、規準 8.2

で挙げたような事項を含む指標のモニ

タリング結果についての概要を公開しなければならない。

パフォーマンス指標

a) 規準 8 . 2

で挙げた事項を含む定期的モニタリングの結果概要文書を、利害関係者は入手することができる；森林管理者が定期的モニタリングの結果を文書にまとめて発行するか、SCSが毎年発行する認証モニタリング審査レポートに取り入れられる。

b) 森林管理者は、モニタリングの概要を継続的に更新する努力を払う。

原則 9：保護価値の高い森林の保存

保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、またはさらに向上させるものでなければならない

い。保護価値の高い森林に関する決定は、常に慎重に行われなければならない。

9 . 1：

保護価値の高い森林の特質を判断する際、管理している森林の規模及び内容に応じた評価が

不備なく行われるものとする。

パフォーマンス指標

a) 保護価値が高いとFSC

で定義される森林が存在する場合は、その森林区域の調査がすでに終了していること；その調査方法及び結果は、SCS 審査員により示される。

b)

HCVF (保護価値の高い森林) の審査は、地域利害関係者及びその地域以外の専門家による協議を含

む。

c) 森林管理者は、HCVF

の理念及び定義を理解し、その原則の精神に従う努力を払っていることを実証する。

9 . 2：

認証過程においては、認められる保護特質及びその維持のための諸手法についての協議が、重

点的になされなければならない。

注：この基準は森林管理ではなく、主に認証者の義務を示す。

パフォーマンス指標

a) 森林管理者は、HCVF について協議する際、対象となる利害関係者一覧表をSCSへ提出する。

b)

利害関係者との協議は、森林管理活動が保護価値の高い地域を常に配慮して、保全していることを示

唆する。

9.3:

管理計画は、その特質が確実に維持され、さらに向上されるよう、慎重な措置を盛り込むとともに

実施されなければならない。この措置は、公開される管理計画概要に具体的に明示されなけれ

ばならない。

パフォーマンス指標

a) 管理計画及び公開される概要書には、指定された森林区域内にあるHCV地域に関する記述がある。

b) 各HCV地域について、その高い保護価値が示されている。

c)

計画書及び一般公開される概要書は、保護価値が維持され、より向上されると定義されるHCV (保護

価値の高い) 地域毎の管理、保護に関する方針を示している。

9.4:

年一度のモニタリングの実施では、保護特質が維持・向上されるよう取られている措置が効果的

なものであるかどうか、評価されなければならない。

パフォーマンス指標

a) 管理計画書のHCVFに関する記述に、評価できる効果指標が記載されている。

b) 森林施業の規模と頻度に応じて、HCVF

管理及び保全の手段が、保護すべき特質を維持・向上させられているかを評価するモニタリングが年間単位で実施される。

c) HCVFのモニタリング結果は、HCVF

管理及び保全方針の修正や、管理計画の更新にも利用されている。

d) 年一回のモニタリング結果は、SCSが確認できるよう準備されている。

原則10：植林

植林は、原則の1から9、及び原則10

とその規準に従って計画および管理されるものとする。植林は、社

会的経済的便益を提供し、世界の林産物需要を満たすとともに、天然林の管理を補助し、天然林への利用圧を軽減し、その復元および保全を推進するものであること。

10.1:

天然林の保全及び復元の目的を含む植林の管理目的は、管理計画に明確に記されるとともに、

それが確実に実行されなければならない。

パフォーマンス指標

a)

指定された森林区域の管理計画には、土地所有者、あるいは人工林保有者の目的が示されている。

b)

人工林の目的には、天然林保護に関する方針が明記されている。人工林のうち、天然林の維持に当て

られている区域の面積は、その地域で設定されている基準を上回っている。

c) 人工林管理者は、管理計画を導入するための体系化された活動実績を示すことができる。

10.2:

植林の計画と配置は、天然林の保護、復元そして保全を促進するものでなければならない、天然林

への利用圧を増加させるものであってはならない。植林の配置にあたっては、森林施業の規模に

あわせ、野生生物のコリドー、河岸地帯、異なった林齢・伐期のモザイク的な配置が採り入れられ

なければならない。植林区画の規模と配置は、該当する自然景観内で見られる林分パターンと整

合したものでなければならない。

パフォーマンス指標

a)

人工林管理者は、所有している森林の天然林部分の重要な地域の保護、復元、保全を行うことを表明

している。

b)

人工林で生産した製品は、その地域の需要を満足させ、地域の天然林に対する圧力を軽減している。

c) 人工林内で植林した林分パターンが、自然景観内で見られる林分パターンと似ている。

d) 十分な幅の河岸保全区域が設けられ、自然植生は維持又は育成されている。

e)

森林施業の規模と頻度に応じて、野生動物の移動のために自然植生通路が設けられている。

10.3:

経済的、生態的、社会的安定性を向上させるため、植林の構成は多様であることが望まれる。こ

のような多様性には、その景観内での管理区画の規模や配置、種の数と種の遺伝的構成、林齢

及び林種の構成があげられる。

パフォーマンス指標

a) 植林計画には、多様な樹種と出所が反映されている。

b)

管理方針には、以下のような施業方法によって多様性がもたらされている：多様な輪作、異なる形や規

模の管理区域、植林した立木地域における自生苗木の維持など。

c) 人工林管理計画に、生物多様性の目標、方針やガイドラインが含まれている。

10.4:

植林のための樹種の選択は、その場所への相対的な適合性及び管理目的に合致しているかの

判断に基づいて行なわれなければならない。生物の多様性をより保全していくために、植林及び

劣化した生態系の復元は、外来種よりも在来種の方が好ましい。外来種は、在来種の果たす役

割を上回るときに限り導入するものとし、導入した場合、通常では稀である大量枯損、病虫害の

発生及び生態系への悪影響の発生について注意深く監視しなければならない。

パフォーマンス指標

a)

外来種は、調査により在来種が外来種よりも生存競争力が劣ると判明してからのみ、植林される。

b)

枯損率、病虫害の発生について、外来樹種の適合性を定期的にモニタリングする。モニタリング結果は、

SCSの審査員が確認できるようまとめられる。

c)

植林する樹種と出所は、植林した区域への適合性及び管理目的を示す試験を基本にしている

。

d)

種子と苗木に関する情報は、管理計画書又はそれに替わる適当な文書により提供される。

10.5:

森林管理区域全体のバランスは、植林の規模に対して適切に、その区域が天然林で覆われた復

元がなされるように管理されなければならない。

パフォーマンス指標

a) 現存の自然生態系サンプルは、保護、あるいは自然状態まで復元されている。

b)

人工林施業で、天然林に割当てられている割合は、その地域で設定されている基準を上回る

。

c)

自然林及び自然植生の区域は、地図上に記載され、必要場合は、確実な保護のため現地にも目印が

つけられる。

d) 管理計画には、人工林内にある自然保護地域のための方針及び指針が含まれている。

10.6:

土壌状態、土壌産出力そして生物学的活動を維持あるいは改善するための手段が講じられなけ

ればならない。伐採の技術やその割合、道路の建設と維持管理、そして樹種の選択により、長期

的な土壌の劣化、水質・水量への悪影響あるいは流路の大幅な逸脱がもたらされてはならない。

パフォーマンス指標

a)

人工林管理者は、土壌生産力の傾向を計る調査に積極的に参加する。現場作業において、その人工林

内で見られる土壌の種類を地図で示し、注意を払う。

b)

植林した立木の育成、状態、そして伐採の規定が、土壌状態及び生産力に考慮して決められている。

c)

その地域を荒廃させる活動が、水質を含む水辺に大きな影響を与えておらず、その地域の水系の特徴

を大幅に変更していない。

d) 施業地域のすべての水路が確認され、地図に記載されている。

e) 管理計画に、土壌管理と水質保全の方針が含まれている。

10.7:

病虫害の発生、火災、あるいは植物の移入を防ぐための手段が講じられなければならない。統合

的な病虫害管理が管理計画の基礎部分を形作るものであるが、化学的薬物や化学肥料の使用

よりも、まずは予防を行い生物的防除手段を用いなければならない。苗畑も含め、植林管理では、

科学的薬物や化学肥料の使用を極力避けなければならない。化学物質の使用については、規準

6.6と6.7でも触れている。

パフォーマンス指標

a)

人工林の基本施業手順には、病病害虫、大量枯損そして外来種の移入や拡大に対するモニタリング措

置が含まれている。

b) 管理計画には、現場で活用される包括的な病病害虫管理のための方針が含まれている。

c) 森林管理者は、その方針と活動に従い化学肥料や化学殺虫剤の使用をできる限り避ける。

d) 森林施業の規模と頻度に応じて、火災防止及び抑制計画書が作成されている。

10.8: 施業の規模と多様性により、植林についてのモニタリングには、規準8.6

と4で扱われている内

容に加え、現場内外における潜在的な生態学的社会的影響(例えば、天然更新、水資源と土壌

生産力への影響、地域生活と社会福祉への影響等)についての定期的な評価が含まれなければならない。

どのような樹種であっても、その樹種が、その地域に生態学的に適合し、他を侵略する

ものでなく、他の生態系に深刻な悪影響を及ぼさないものであるという、地域的試験や実績が示

されない限り、大規模な植林を行なってはならない。植林のための土地取引に関する社会的問題、

特に土地の所有、利用、アクセスに関する地域住民の権利の保護については、特別の注意を払

わなければならない。

パフォーマンス指標

a)

モニタリングが、人工林の施業に関する生物学的影響及び社会的影響の側面を取り入れている。

b)

モニタリングでは、森林区域内外に植林された種に起因する生態系への影響などにも焦点が当てられ

ている。

c)

植林する樹種は、その地域の調査及びその他手法により、地域適合性を確かめてから選択されてい

る。

d)

人工林育成のための土地の獲得は、その代償無く、地域の土地所有者の権利や使用方法に逆説的な

影響は与えない。

10.9: 1994年11

月以降に天然林から転換された植林は、通常、認証の対象とはならない。植林への転換に関し、森林の管理者 / 所有者に直接あるいは間接的に責任が無いという十分な証拠が認

証機関に提出される場合は、認証の対象となることがある。

注:

この基準に対し不適合の場合、重大な不適合事項となり、改善されるまでの間認証が保留さ

れる。

パフォーマンス指標

アマタ株式会社

SCS Generic Interim Standards 和訳2001/5

斜体文字：森林管理のためのFSCの10の原則と規準

a) SCS 審査員が、天然林から人工林への転換が1994年以降に行われたかどうかを確認できる記録がある。

b) もし、転換が行われた場合は、現在の管理者 / 所有者に責任が無いことを証明できる。

* 原則 # 1 から # 9 は、1994 年9

月に F S C 創設メンバーと理事会により批准され、原則 # 1 0 は1996 年2 月に F S C メンバーと理事会により批准されたものである。

また、原則 # 9 および追加規準 6 . 10、 1 0 . 9 は、1999 年1 月に F S C メンバーと理事会により批准されたものである。